

○和光市図書館管理運営規則

平成4年3月30日

教委規則第2号

最近改正 平成31年4月1日教委規則第2号

和光市図書館管理運営規則（昭和58年教委規則第8号）の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項及び和光市図書館設置及び管理条例（昭和57年条例第29号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、和光市図書館及び和光市図書館下新倉分館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 図書館奉仕

第1節 通則

(休館日)

第2条 図書館の休館日は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、和光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、管理上必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(1) 和光市図書館

- ア 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- イ 館内整理日（毎月（1月及び12月を除く。）第2及び第4木曜日）
- ウ 特別図書整理期間（年7日以内）

(2) 和光市図書館下新倉分館

- ア 毎週月曜日
- イ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- ウ 館内整理日（毎月（12月を除く。）第4木曜日）
- エ 特別図書整理期間（年5日以内）

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号イ並びに第2号ア及びウに掲げる日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の場合は、その日後において最も近い休日でない日を図書館の休館日とする。

（利用時間）

第3条 図書館の利用時間は、次の各号に掲げる図書館の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（1） 和光市図書館

ア 月曜日から金曜日まで 午前9時30分から午後8時まで

イ 日曜日、土曜日及び休日 午前9時30分から午後6時まで

（2） 和光市図書館下新倉分館 午前9時30分から午後6時まで

（利用の禁止）

第4条 教育委員会は、この規則又は教育委員会が指定する職員の指示に従わない者に対しては、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

（損害の賠償）

第5条 図書館の利用者は、図書館資料を紛失し、又は毀損した場合は、教育委員会が指定する図書館資料又は相当の代価で賠償しなければならない。

（複写の費用）

第6条 複写の費用は、実費とする。

第2節 図書館資料の利用

（個人利用）

第7条 図書館資料を館外で利用すること（以下「館外利用」という。）ができる者は、次に掲げる者とする。

（1） 市内に居住し、又は通勤若しくは通学する者

（2） 朝霞市、志木市、新座市、戸田市、板橋区又は練馬区に居住する者

（3） 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める者

(図書利用券等)

第8条 館外利用をしようとする者は、図書館資料利用申請書(様式第1号)を教育委員会に提出し、図書利用券(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 図書利用券の交付を受けた者(以下「個人利用者」という。)は、館外利用をしようとするときは、その都度図書利用券を提示しなければならない。

3 個人利用者は、図書利用券を紛失した場合又はその住所、勤務先、通学先若しくは氏名に変更があった場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による図書利用券の交付後おおむね5年ごとに、個人利用者が前条に規定する館外利用ができる者であることを確認するものとする。

5 個人利用者は、図書利用券を他人に譲渡し、又は貸与し、若しくは不正に使用してはならない。

6 教育委員会は、個人利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める期間、当該個人利用者の館外利用を禁ずることができる。

(1) 利用期間の終了後15日以上、図書資料の返却を怠ったとき 当該図書資料の利用期間の終了後15日経過した日から当該図書館資料が返却される時まで

(2) 図書館資料の紛失、き損その他の不正な行為をしたとき 不正な行為を図書館が把握したときから当該不正な行為による損害を賠償したとき又は当該不正な行為をやめたことを教育委員会が認めたときまで

(個人利用における館外利用の範囲)

第9条 個人利用者が同時に館外利用をすることができる図書館資料の数量及び期間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

図書館資料の種類	利用数量	利用期間
図書資料	15冊以内	2週間以内
視聴覚資料	3点以内	

(団体等利用)

第10条 市内の事業所、機関及び団体（以下「団体等」という。）は、館外利用をしようとする目的が条例第4条に規定する事業に合致するときは、館外利用をすることができる。

2 第8条第1項、第3項、第5項及び第6項の規定は、団体等利用について準用する。

第11条 図書利用券の交付を受けた団体等（以下「利用団体等」という。）は、館外利用をしようとするときは、その都度、図書利用券を提示するとともに、団体利用申請書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(団体等利用における館外利用の範囲)

第12条 利用団体等が同時に館外利用をすることができる図書館資料の数量、期間、種別等は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(図書館資料の返却)

第13条 教育委員会は、必要があると認めるときは、個人利用者又は利用団体等に対し、館外利用されている図書館資料の返却を求めることができる。

2 個人利用者又は利用団体等は、教育委員会から前項の規定による求めがあったときは、その求めに応じなければならない。

(館外利用の制限)

第14条 教育委員会が館外利用を不相当と認めた図書館資料は、館外利用することができない。

第3節 図書館資料の館外配置

(図書館資料の館外配置)

第15条 教育委員会が必要と認めるときは、和光市公民館設置及び管理条例（昭和57年条例第28号）第2条に規定する公民館に、図書館資料を館外配置することができる。

第4節 会議室

(利用の手続)

第16条 会議室を利用をしようとする団体等は、あらかじめ会議室利用申請書（様式第4号）を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第17条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めた場合には、会議室の利用を許可しないものとする。

- (1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第18条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認めた場合には、会議室の利用の許可を変更し、停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの規則に違反したとき。
- (2) 災害その他の事故により会議室の利用ができなかったとき。
- (3) 図書館が、公用上特に必要とするとき。

第5節 図書館資料の寄贈及び寄託

(図書館資料の寄贈)

第19条 教育委員会は、図書館資料の寄贈を受けた場合は、他の図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

(図書館資料の寄託)

第20条 教育委員会は、図書館資料の寄託を受けることができる。

- 2 寄託された図書館資料は、他の図書館資料と同様の取扱いをする。
- 3 教育委員会は、寄託された図書館資料の亡失又は毀損について、その責を負わない。

第3章 組織

(事務分掌)

第21条 図書館の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 図書館運営の調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 図書館資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
- (3) 図書館資料の利用に関すること。
- (4) 視聴覚資料に関すること。
- (5) 図書館統計に関すること。
- (6) 図書館予算の経理に関すること。
- (7) 図書館施設の維持管理に関すること。
- (8) 図書館協議会に関すること。
- (9) 他の機関との連絡、協力に関すること。
- (10) 読書相談に関すること。
- (11) 読書会、研究会等の開催に関すること。
- (12) 地域の読書活動の援助に関すること。
- (13) 庶務に関すること。
- (14) その他図書館奉仕に関すること。

第4章 図書館協議会

(委員長、副委員長)

第22条 条例第6条に規定する和光市図書館協議会（以下「協議会」という。）に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第23条 委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 協議会に会議の運営上必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(委任)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年9月23日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第1号）

この規則は、平成7年3月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第2号）

この規則は、平成10年6月2日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第1号）

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第2号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第6号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の和光市図書館管理運営規則の規定は、平成31年4月1日以後に行われる館外利用について適用し、同日前に行われた館外利用については、なお従前の例による。

別表（第12条関係） 団体等利用における館外利用の範囲

利用形態	利用団体等とその単位	図書館資料の種類とその数量の上限	利用期間
和光市図書館が選書した図書館資料を利用する場合	1 小学校（学級毎）	雑誌を除く図書資料 （100冊）	3か月
	2 中学校（学級毎）	雑誌を除く図書資料 （50冊）	
	3 保育園（施設毎）	雑誌を除く図書資料	
	4 高齢者施設（施設毎）	（100冊）	
	5 子育て支援センター（施設毎）	雑誌を除く図書資料 （400冊）	
利用団体等が和光市図書館に来館し、選書した図書館資料を利用する場合	上記1～6の対象者（対象者毎）	図書資料（50冊） 視聴覚資料（3点）	4週間
和光市図書館で活動するボランティア団体が利用する場合	和光市図書館で活動するボランティア団体	図書資料（30冊）	2か月

和光市内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等が特定のテーマに沿って利用する場合	各学校の図書主任（施設毎）	1つのテーマにつき 図書資料（100冊） 視聴覚資料（3点）	4週間
	各学校の図書館アドバイザー（施設毎）		
	その他各施設の代表者等（施設毎）		

備考

- 1 別表内に記載されていない団体は、原則として別表内の類似団体に準用します。
- 2 視聴覚資料のうちDVDは、団体等へ館外利用を行いません。